

大和市火災予防規則及び大和市火災警報規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第14号

大和市火災予防規則及び大和市火災警報規則の一部を改正する規則

(大和市火災予防規則の一部改正)

第1条 大和市火災予防規則(昭和59年大和市規則第30号)の一部を次のように改正する。

第3条中第26号を第27号とし、第10号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、同条第9号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に、「第7条の2」を「第7条の3」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号の次に次の1号を加える。

(9) 簡易サウナ設備の位置、構造及び管理が条例第7条の2に定める基準に適合していること。

第5条第1項第1号中「別表第1に掲げる数値以上の距離」を「15センチメートル以上」に改め、同項第2号中「別表第1に掲げる数値以上の距離」を「120センチメートル以上」に改め、同条第2項を削る。

第7条中「第7条の2」を「第7条の3」に、「別表第2及び別表第3」を「別表第1及び別表第2」に改める。

第25条中「第45条」を「第45条第1項」に、「同条第1号」を「同項第1号」に、「同条第2号」を「同項第2号」に、「同条第3号」を「同項第3号」に、「同条第4号」を「同項第4号」に、「同条第5号」を「同項第5号」に、「同条第6号」を「同項第6号」に改める。

第34条中「別表第4」を「別表第3」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表第1とし、別表第3を別表第2とし、別表第4を別表第3とする。

(大和市火災警報規則の一部改正)

第2条 大和市火災警報規則(昭和52年大和市規則第2号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和市火災警報等に関する規則

第1条中「は、」の次に「大和市火災予防条例(昭和37年大和市条例第8号。以下「条例」という。)第29条の8第1項に規定する林野火災に関する注意報(以下「林野火災注意報」という。)、条例第29条の9に規定する林野火災の予防を目的とした火災に関する警報(以下「林野火災警報」という。)及び」を加え、「の規定に基づく」を「に規定する」に、「「警

報」を「火災警報」に、「および解除」を「の基準等」に改める。

第4条を第7条とする。

第3条の見出しを「(林野火災警報及び火災警報の信号)」に改め、同条中「警報の発令および」を「林野火災警報及び火災警報の発令及び」に、「別表第1の2に規定する「その他の信号」」を「別表第1の3に規定する火災警報発令信号及び火災警報解除信号」に、「および市長」を「及び市長」に改め、同条を第6条とする。

第2条の見出しを「(火災警報の発令基準等)」に改め、同条中「警報は、」を「市長は、気象の状況が」に、「1に」を「いずれかに」に、「に発令し、該当しなくなったときに解除する」を「は、火災警報を発令する」に改め、同条ただし書中「警報の発令をしないことがある」を「その必要がないと認めるときは、発令しないことができる」に改め、同条第1号中「60パーセント」を「50パーセント」に、「35パーセント」を「25パーセント」に改め、同条第3号中「気象状況」を「気象の状況」に、「または」を「又は」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、気象の状況が前項各号のいずれにも該当しなくなったときは、火災警報を解除しなければならない。

第2条を第5条とし、第1条の次に次の3条を加える。

(林野火災注意報の発令基準等)

第2条 市長は、気象の状況が次の各号のいずれかに該当する場合は、林野火災注意報を発令する。ただし、降雨、降雪その他これらに類する気象の状況によりその必要がないと認めるときは、発令しないことができる。

(1) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下、かつ、前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下のとき。

(2) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下、かつ、乾燥注意報が発表されたとき。

2 市長は、気象の状況が前項各号のいずれにも該当しなくなったときは、林野火災注意報を解除しなければならない。

(林野火災警報の発令基準等)

第3条 市長は、気象の状況が前条第1項各号のいずれかに該当し、かつ、強風注意報が発表されている場合は、林野火災警報を発令する。ただし、降雨、降雪その他これらに類する気象の状況によりその必要がないと認めるときは、発令しないことができる。

2 市長は、気象の状況が前条第1項各号のいずれにも該当しなくなったとき、又は強風注意報が解除されたときは、林野火災警報を解除しなければならない。

(区域の指定)

第4条 市長は、条例第29条の8第3項及び第29条の9の規定により区域を指定したときは、その旨を公表するものとする。

附 則

この規則中、第1条の規定は令和8年3月31日から、第2条の規定は公布の日から施行する。